

第 15 回隠岐古典相撲大会記録映像制作業務特記仕様書

1. 業務名

第 15 回隠岐古典相撲大会記録映像制作業務委託

2. 本業務の目的

本町で大きな祝い事があった際に島を挙げて徹夜で行われる、第 15 回隠岐古典相撲大会を映像で記録することで、本町独自の文化継承を促進する。また、町内外のイベント・ウェブサイト・展示施設等で PR・公開が可能な映像を制作することで、文化継承と地域振興につなげる。

3. 業務の対象

隠岐の島町全域

4. 業務期間

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日

5. 業務内容

(1) 撮影対象の把握

隠岐古典相撲大会にまつわる伝承と行事を文献資料や現地調査等によって把握する。

(2) 企画に基づき脚本、構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成する。

(3) 脚本等に基づき、実写撮影またはアニメーション制作などの映像制作・編集を行う。

(4) 動画制作に当たっては、ナレーション、テロップ及び音楽等の音響効果を入れること。また、必要に応じて、オリジナルの楽曲を制作して動画に使用すること。

(5) 映像は、発注者が提供する写真等の素材使用を妨げないが、その際は、事前に権利者に対して、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得た上で、一切の手続を受注者において行うこと。また、二次使用に関する映像素材の出典等の情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適切に行われていることがわかる資料を提出すること。

(6) 全ての動画を日本語、英語、ポーランド語の 3 言語対応とすること。また、必要に応じて各言語で動画内テロップ等を付けること。ただし、英語・ポーランド語についてはテロップのみの対応とすること。なお、テロップのポーランド語翻訳については本町より提供する。

【隠岐古典相撲大会の流れ（※第 15 回大会予定）】

日程	項目
7月初旬	柱切り出し
7月上旬	柱運び出し
7月下旬	座元番付会議
	寄方番付会議
8月上旬	地取り開始
	座元・寄方合同会議
	正三役顔合わせ（座元）
8月下旬	土俵作り
	座元合同地取り
	寄方合同地取り
	柱立て
	前夜祭
9月14日17:00頃～15日12:00	古典相撲大会
9月下旬	柱あげ（座元正大関）

6. 打ち合わせ・協議

業務着手時、中間時、納品時等に行うとともに、必要に応じて行うこととする。

7. 撮影条件等

- (1) 実写の撮影は、4K以上の解像度で撮影すること。なお、発注者等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- (2) 出演者のキャスティング費用や撮影時の取材費用（施設利用費など）は受注者が負担すること。

8. 成果品

成果品は以下の通りとする。

- (1) ダイジェスト版（1分程度、3言語）
- (2) 短編（5分程度、3言語）
- (3) 本編（30分程度、3言語）
 - ① 成果品が保存されたブルーレイディスク2枚
ブルーレイディスクは、作品種別ごとに納品することとし、一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、また、ブルーレイディスクドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。
 - ② 成果品が保存されたDVD2枚
DVDは、作品種別ごとに納品することとし、一般的な家庭用DVDプレーヤーで再生でき、また、DVD-Rドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。
 - ③ 成果品のオンラインサイト掲載用データ（MP4形式）
 - ④ 成果品からテロップ（字幕含む）等の無い音声付きの白データ
- (4) 加工・編集以前の収録データ
- (5) 動画作成に利用した写真等の二次使用に関する資料一式
※ 提出の必要がある場合のみ
- (6) その他提案事項による成果物一式

9. 著作権

映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）並びに本業務に関する計画書等は、発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。

10. 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様である。
- (2) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。